

すべての家畜の管理に関する報告が義務化されました

「家畜伝染病予防法の改正」

近年の口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザの発生状況を踏まえ、「家畜伝染病予防法」が今年4月に改正され、10月から家畜の管理状況の報告が義務づけられました。

【報告の目的】

家畜の管理状況を把握することにより、家畜伝染病の発生の予防、早めの通報、迅速な初動対応などの体制を強化します。

【報告の対象】

牛・豚・鶏など、すべての家畜が対象（ペット等含む）。
※対象家畜
牛、水牛、鹿、めん羊、山羊、馬、豚（ミニ豚、イノブタ）、イノシシ、鶏（烏骨鶏、チャボなど）、うずら、あひる（あいがも）、きじ、だちょう、ホ口ホ口鳥、七面鳥

【12月15日までに報告を】
10月1日時点の管理状況を12月15日までに報告してください。来年以降は、4月15日までに2月1日時点の状況報告が必要で

す。

※牛・馬等1頭、鹿・めん羊・豚等6頭未満、鶏100羽未満などの「少数所有者」は、今回報告すれば来年の報告は不要です（平成25年度以降は毎年報告が必要です）。

【報告事項】

①家畜管理者の住所・氏名、②飼育場所の住所・名称、③家畜の種類、頭（羽）数
※「少数所有者」以外の所有者は飼養衛生管理基準の遵守状況の報告も必要です。
※届出を怠ると10万円以下の過料を徴収されます。

【報告方法】

規定の報告様式で報告。報告様式は鳥取県西部家畜保健衛生所のホームページからダウンロードいただくか、農林水産課・本庁総務課・大山支所総合窓口課にあります。

◆問い合わせ・報告先

鳥取県西部家畜保健衛生所
☎ 0859-620140

求職活動中の皆さまへ…

とっとり雇用創造未来プラン 人材育成研修受講者募集!

厳しい雇用情勢を改善するため、雇用対策事業の一つとして鳥取県と大山町を含む県内市町村、経済団体などが「鳥取県雇用創造協議会」を設立し、「とっとり雇用創造未来プラン」を実施しています。このプランは、県内企業のニーズに対応した技術系人材や事務系人材を育成する研修の実施を主な内容とし、求職活動中の方に早期に就職していただくことを目指しています。このたび、次の人材育成研修を実施しますので、求職活動中の皆さまのご応募をお待ちしています。

研修名	研修期間	研修会場	研修内容	定員	申込締切	選考日・場所	申込・問い合わせ先
営業・販売関連人材育成研修	H23年12月6日(火)～H24年3月7日(水) (土日祝日、年末年始を除く) 9時～16時	米子情報処理センター 境港市民会館(境港市上道町3001)	営業、会計基礎、ワード・エクセル、インターネット電子メール、就職ゼミなど	16人	11月15日(火) 必着	11月25日(金) 米子高等技術専門学校(米子市夜見町3001-8)	鳥取県雇用創造協議会 西部支部(米子市夜見町3001-8 米子高等技術専門学校内) 電話 0859-24-1238
事務関連産業・部門人材育成研修(総務部門コース・中級)	H23年12月14日(水)～H24年3月15日(木) (土日祝日、年末年始を除く) 9時30分～16時30分	日本海情報ビジネス専門学校(米子市道笑町2丁目227-2)	ワード、エクセル、パワーポイント、アクセス、ホームページの作成など	16人	11月21日(月) 必着	12月2日(金) 日本海情報ビジネス専門学校(米子市道笑町2丁目227-2)	

- 申込方法など詳細は、問い合わせ先にお問い合わせください。
- 雇用保険を受給されていない方で一定の要件を満たす場合には、研修期間中について県から受講奨励金が支給されます。(上限：日額3,530円。原則として始業時から終業時まで受講した場合。※ただし、ハローワークで求職登録をしていない方、在職中の方および受講実績が8割に満たない方は除きます。)
- 研修修了後は、鳥取県人材確保コーディネーターが就業相談や職業紹介など就職に向けた支援を行います。
- 上記の研修以外にも各種研修の受講者を随時募集しています。お気軽に問い合わせ先にご相談ください。